

別表第五十四(第八条関係)

<p>四 法第十条第二項の規定による捕獲等及び採取等の許可の取消し                  五 法第七十五条第一項の規定による捕獲等及び採取等の許可を受けた者からの報告の徴収                  六 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下この表において「令」という。)第七条第十項及び第十一項の規定による住所等の変更の届出の受理                  七 令第七条第十二項及び第十三項の規定による許可証等の亡失の届出の受理</p>	
<p>備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、ゴイサギ、カルガモ、トビ、キジバト、カワラバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス及びハクビシンの駆除に係るものに限る、県が行うこれらの鳥獣の駆除に係るものを除く。</p>	

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 秋田県漁港管理条例(昭和四十四年秋田県条例第十六号。以下この表において「条例」という。)第五条第一項の規定による船舶の停泊の場所の指示                  二 条例第五条第二項の規定による危険物等の陸揚げ等の許可                  三 条例第六条の規定による漂流物の所有者等に対する除去命令                  四 条例第七条第二項の規定による漁獲物等の陸揚げ等の場所等の指示                  五 条例第八条の規定による甲種漁港施設の利用の届出の受理</p>	<p>県が管理する漁港がその区域内にある市町村</p>

別表第五十五(第九条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下この表において「法」という。)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出の受理                  二 法第五条第三項(法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による大規模小売店舗の届出の概要等の公告等                  三 法第六条第一項及び第二項の規定による大規模小売店舗内の店舗面積等の変更の届出の受理                  四 法第六条第五項及び第六項の規定による大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出の受理等                  五 法第八条第二項及び第三項の規定による居住者等からの意見書の受理等                  六 法第八条第四項及び第六項の規定による大規模小売店舗の新設等の届出をした者に対する意見の具申等                  七 法第八条第七項の規定による大規模小売店舗の新設等の届出事項の変更の届出等の受理                  八 法第九条第一項及び第三項の規定による大規模小売店舗の新設等の届出をした者に対する勧告等</p>	<p>市</p>

別表第五十六(第九条関係)

<p>九 法第九条第四項及び第七項の規定による勧告に基づく変更の届出の受理等                  十 法第十一条第三項の規定による大規模小売店舗の新設の届出をした者等の地位の承継の届出の受理                  十一 法第十二条の規定による関係行政機関等に対する協力の要請                  十二 法第十四条の規定による大規模小売店舗を設置する者等からの報告の徴収                  十三 法附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による大規模小売店舗内の店舗面積等の変更の届出の受理</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p>
	<p>市町村 対象市町村</p>

<p>一 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号。以下この表において「法」という。)第六条第一項の規定による特定工場の新設の届出の受理                  二 法第七条第一項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理                  三 法第八条第一項の規定による特定工場の届出事項の変更の届出の受理                  四 法第九条第一項及び第二項の規定による特定工場の新設等の届出をした者に対する勧告                  五 法第十条第一項の規定による勧告を受けた者に対する変更命令                  六 法第十一条第二項の規定による特定工場の新設等までの期間の短縮                  七 法第十二条の規定による特定工場の新設の届出をした者等の氏名等の変更の届出の受理                  八 法第十三条第三項の規定による特定工場の新設の届出をした者等の地位の承継の届出の受理                  九 工場立地法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)附則第三条第一項の規定による新法特定工場における製品等の変更の届出の受理</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p>
	<p>市町村 対象市町村</p>

別表第五十七(第九条関係)

<p>一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の規定による採石業者の登録                  二 採石法第三十二条の三第二項の規定による採石業者の登録の通知                  三 採石法第三十二条の四第二項の規定による採石業者の登録の拒否の通知                  四 採石法第三十二条の六第二項の規定による採石業者の地位の承継の届出の受理                  五 採石法第三十二条の七第一項の規定による採石業者の氏名等の変更の届出の受理                  六 採石法第三十二条の八の規定による採石業者の廃止の届出の受理                  七 採石法第三十二条の十の規定による採石業者の登録の取消し等                  八 採石法第三十二条の十一の規定による採石業者の登録の消除</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p>
	<p>市町村 対象市町村</p>

別表第五十八(第九条関係)

<p>一 採石法(以下この表において「法」という。)第三十三条の規定による採取計画の認可</p> <p>二 法第三十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定による採取計画の変更の認可等</p> <p>三 法第三十三条の九の規定による採石業者に対する採取計画の変更命令</p> <p>四 法第三十三条の十の規定による岩石の採取の休止等の届出の受理</p> <p>五 法第三十三条の十二の規定による採取計画の認可の取消し等</p> <p>六 法第三十三条の十三の規定による採石業者に対する岩石の採取の停止命令等</p> <p>七 法第三十三条の十七の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害の防止命令</p> <p>八 法第三十四条の四第一項の規定による岩石の採取の停止命令についての聴聞</p> <p>九 法第三十四条の六の規定による採石業者に対する指導等</p> <p>十 法第四十二条の規定による採石業者からの報告の徴収等</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p> <p>市町村</p> <p>対象市町村</p>
---	--

別表第五十九(第九条関係)

<p>一 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号。以下この表において「法」という。)第十六条の規定による採取計画の認可</p> <p>二 法第二十条第一項から第三項までの規定による採取計画の変更の認可等</p> <p>三 法第二十二條の規定による砂利採取業者に対する採取計画の変更命令</p> <p>四 法第二十三条の規定による砂利採取業者に対する砂利の採取の停止命令等</p> <p>五 法第二十四条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理</p> <p>六 法第二十六条の規定による採取計画の認可の取消し等</p> <p>七 法第三十三条の規定による砂利採取業者からの報告の徴収</p> <p>八 法第三十四条第二項の規定による砂利採取業者の事務所等の立入検査等</p> <p>九 法第三十八条第一項の規定による砂利の採取の停止命令についての聴聞</p> <p>十 法第四十三条の規定による砂利採取業者からの報告の徴収等</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p> <p>市町村</p> <p>対象市町村</p>
--	--

別表第六十(第十条関係)

<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p>	<p>対象市町村</p>
------------------------	--------------

- 一 地方自治法第九条の五第一項の規定による市町村の区域内に新たに生じた土地の確認の届出の受理
- 二 地方自治法第九条の五第二項の規定による市町村の区域内に新たに生じた土地の確認の告示

市町村

別表第六十一(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 地方自治法第二百六十条第一項の規定による市町村の区域内の町及び字の区域の変更等の届出の受理</li> <li>二 地方自治法第二百六十条第二項の規定による市町村の区域内の町及び字の区域の変更等の告示</li> </ul>	市町村

別表第六十二(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号。以下この表において「条例」という。)第九条第二項の規定による公園事業の執行の認可</li> <li>二 条例第十五条第一項、第三項及び第四項の規定による特別地域内における行為(同条第一項第二号から第五号まで、第七号、第八号、第十一号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を除く。)の許可等</li> <li>三 条例第十五条第五項の規定による植栽等の届出の受理</li> <li>四 条例第十七条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定による普通地域内における行為の届出の受理等</li> <li>五 条例第十八条第一項の規定による行為の許可を受けた者等からの報告の徴収等</li> <li>六 条例第十九条第一項及び第二項の規定による行為の許可を受けた者等からの報告の徴収等</li> <li>七 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</li> </ul> <p>備考 第二号及び第三号に掲げる権限移譲対象事務は県以外の者がする条例第十五条第一項各号に掲げる行為及び同条第五項に規定する行為に係るものに限り、第四号に掲げる権限移譲対象事務は県以外の者がする条例第十七条第一項各号に掲げる行為に係るものに限り、第五号及び第六号に掲げる権限移譲対象事務は県以外の者がする条例第十五条第一項各号及び第十七条第一項各号に掲げる行為に係るものに限る。</p>	<p>条例第五条第一項の規定により指定された自然公園の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村</p>

別表第六十三(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三十一条の二第一項、第二項及び第五項の規定による他人の土地への立入り等</li> <li>二 国有財産法第三十一条の三第一項及び第三項の規定による境界の確定のための協議等</li> </ul>	市町村

- 三 国有財産法第三十一条の四第一項から第三項まで及び第五項の規定による境界の決定のための調査等
- 四 国有財産法第三十一条の五第一項の規定による境界に同意しない旨の通告の受理
- 五 国有財産法第三十一条の五第三項の規定による境界の確定の通知等

備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条第一項に規定する市町村道及び河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第百条第一項の規定により対象市町村の長が指定した河川の用に供される国有財産に係るものに限る。

別表第六十四（第十条関係）

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第七十六条第一項及び第二項の規定による建築行為等の許可等 二 土地区画整理法第七十六条第四項及び第五項の規定による許可を受けずに建築行為を行う者等に対する原状回復等の命令等	都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第五条第一項の規定により指定された都市計画区域の全部又は一部がその区域内にある市（中核市を除く。）
備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、県以外の者が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。	

別表第六十五（第十条関係）

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十三号ハ、第六十二条の三第四項第十三号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定 二 租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ及び第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の認定 三 前二号に掲げるもののほか、租税特別措置法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	市

別表第六十六（第十条関係）

別表第六十七(第十条関係)

	権 限 移 譲 対 象 事 務
<p>一 駐車場法(昭和三十三年法律第百六号)第十二条の規定による都市計画区域内における路外駐車場の設置等の届出の受理</p> <p>二 駐車場法第十三条第一項及び第四項の規定による管理規程の制定等の届出の受理</p> <p>三 駐車場法第十四条の規定による路外駐車場の供用の休止等の届出の受理</p> <p>四 駐車場法第十八条第一項の規定による路外駐車場管理者からの報告の徴収等</p> <p>五 駐車場法第十九条の規定による路外駐車場管理者に対する是正命令等</p>	<p>対象市町村</p> <p>都市計画法第五条第一項の規定により指定された都市計画区域の全部又は一部がその区域内にある市町村(中核市を除く。)</p>
<p>一 都市計画法(以下この表において「法」という。)第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可</p> <p>二 法第三十四条第九号の規定による既存の権利者の届出の受理</p> <p>三 法第三十四条第十号の規定による市街化調整区域内における開発行為の秋田県開発審査会への付議</p> <p>四 法第三十五条の二第一項及び第三項の規定による開発行為の変更の許可等</p> <p>五 法第三十六条の規定による工事完了の検査等</p> <p>六 法第三十七条第一号の規定による開発区域内における建築物等の建築等の承認</p> <p>七 法第三十八条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理</p> <p>八 法第四十一条の規定による建築物の建ぺい率等の指定等</p> <p>九 法第四十二条の規定による開発区域内における建築物等の新築等の許可等</p> <p>十 法第四十三条第一項の規定による市街化調整区域のうち開発区域以外の区域内における建築物等の新築等の許可</p> <p>十一 法第四十五条の規定による開発許可を受けた者の地位の承継の承認</p> <p>十二 法第四十六条の規定による開発登録簿の調製等</p> <p>十三 法第四十七条第一項から第五項までの規定による開発登録簿への登録等</p> <p>十四 法第八十条第一項の規定による開発行為の許可等を受けた者からの報告の徴収等</p> <p>十五 法第八十一条第一項から第三項までの規定による開発行為の許可等の取消し等</p> <p>十六 法第八十二条第一項の規定による土地等の立入検査</p> <p>十七 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第四十二条第三項の規定による公告の内容等の揭示</p> <p>十八 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第三十七条の規定による開発登録簿の閉鎖</p> <p>十九 都市計画法施行規則第三十八条の規定による開発登録簿の閲覧所の設置等</p>	<p>対象市町村</p> <p>市(中核市を除く。)</p>

別表第六十八(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 都市計画法第五十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第四十二条第二項の規定による都市計画施設の区域内等における建築物の建築(同法第五十五条第一項本文の建築物の建築を除く。)の許可等 二 都市計画法第六十五条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する同法第四十二条第二項の規定による都市計画事業地内における建築物等の建築等の許可等	都市計画法第五条第一項の規定により指定された都市計画区域の全部又は一部がその区域内にある市(中核市を除く。)

別表第六十九(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下この表において「法」という。)第四条第一項の規定による土地を譲渡しようとする場合の届出の受理 二 法第五条第一項の規定による地方公共団体等による土地の買取りを希望する旨の申出の受理 三 法第六条第一項及び第三項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等についての通知	市町村(中核市を除く。)

別表第七十(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号。以下この表において「法」という。)第二十三条第一項の規定による権利取得者の利用目的等の届出の受理 二 法第二十四条第一項及び第三項の規定による利用目的等の届出をした者に対する勧告等 三 法第二十五条(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による勧告に基づき講じた措置の報告の徴収 四 法第二十六条の規定による勧告の内容等の公表 五 法第二十七条の規定による土地に関する権利の処分のある等 六 法第二十七条の二の規定による利用目的等の届出をした者に対する助言 七 法第二十八条第一項の規定による遊休土地である旨の通知 八 法第二十九条第一項の規定による遊休土地の利用等に関する計画の届出の受理	市町村

- 九 法第三十条の規定による遊休土地の利用等に関する計画の届出をした者に対する助言
- 十 法第三十一条の規定による遊休土地の利用等に関する計画の届出をした者に対する勧告
- 十一 法第三十二条の規定による遊休土地の買取りの協議を行う地方公共団体等についての通知
- 十二 法第三十五条の規定による土地利用に関する計画の決定等
- 十三 法第四十一条の規定による土地等の立入検査

別表第七十一(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下この表において「法」という。)第二条の規定による供給計画の認定 二 法第五条第一項の規定による供給計画の変更の認定 三 法第八条の規定による認定事業者からの報告の徴収 四 法第九条の規定による認定事業者の地位の承継の承認 五 法第十条の規定による認定事業者に対する改善命令 六 法第十一条第一項の規定による供給計画の認定の取消し 七 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。以下この表において「令」という。)第九条第二項の規定による特定優良賃貸住宅の公募の方法の策定 八 令第十一条の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の選定の基準の策定等 九 令第十五条第一号の規定による特定優良賃貸住宅の管理の方法の基準の策定 十 令第十六条の規定による特定優良賃貸住宅の管理の期間の設定	市(中核市を除く。)

別表第七十二(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年秋田県条例第二十一号。以下この表において「条例」という。)第二条第一項及び第三項の規定による行為の許可等 二 条例第三条の規定による行為の通知の受理 三 条例第五条第一項の規定による許可事項の変更の許可 四 条例第六条の規定による行為の完了等の届出の受理 五 条例第八条の規定による行為の許可の取消し等 六 条例第九条第一項の規定による土地の立入検査	都市計画法第八条第一項の規定により定められた風致地区の区域の全部又は一部がその区域内にある市(中核市を除く。)